令和4年度 第1回 草津市建築審査会

令和 4 年 10 月 7 日(金) 市役所 2階 特大会議室(エレベータ側)







本日の議事

[1. 議案]

会長および会長代理の選出について

[2. 許可事後報告]

建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について (事後報告案件:3件)

[3. その他]

改正建築基準法および改正建築物省エネ法の 概要について

1. 議案

会長 および 会長代理 の選出について

[建築基準法 抜粋]

- (会長) 第81条 建築審査会に会長を置く。会長は、委員が 互選する。
 - 2 会長は、会務を総理し、建築審査会を代表する。
 - 3 会長に事故があるときは、委員のうちから あらかじめ互選された者が、その職務を代 理する。

2. 許可事後報告

建築基準法 第43条 第2項 第2号 許可事後報告案件 : 3 件

No	事後報告 基準	許可番号	申請者	過去の許可履歴
1	2号	R3-20	滋賀県知事 三日月 大造	〇 (1回:H22)
2	3号の1	R3-19	個人	
3	3号の2	R4-1	個人	

建築基準法上の道路とは

「建築基準法 第 42 条]

第 1 項 : 幅員が 4.0m 以上のもので

- 1. 道路法による道路(国道・県道・市道等)
- 2. 都市計画法等の法律に基づいて築造された道路
- 3. 建築基準法施行時または都市計画区域編入時に 既に存在した道路
- 4. 都市計画道路等で2年以内に事業が執行される 予定のあるものとして指定したもの
- 5. 道路の位置指定をうけたもの

第 2 項 : 幅員が 4.0m 未満、1.8m 以上のもの

1. 既に立ち並びがあり指定したもの

法 第43条 第2項 第2号 について

「建築基準法 第 43 条]

第1項

建築物の敷地は、道路に2m以上接しなければならない。

第 2 項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

第 2 号

その敷地の周囲に広い空地を有する建築物で、特定行政庁が、交通上、安全上、防火上、および衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの。